

令和4年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会開催要項
＜県本部コース＞

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する「スタートコーチ（スポーツ少年団）」の養成を目的に、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団との共催により開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

3. 主管

公益財団法人埼玉県スポーツ協会埼玉県スポーツ少年団

4. カリキュラム

15時間以上（自宅学習：7.5時間以上、集合講習：7.5時間以上）を実施する。
共通科目（スタート）＋スタートコーチ（スポーツ少年団）専門科目

5. 会場・期日

【期日】令和4年9月4日（日）

受付開始 9:00 ガイダンス開始 9:20

【会場】スポーツ総合センター 講堂

上尾市東町3-1679 TEL048-779-5895

6. 日程

別紙日程表のとおり。

7. 受講条件(対象者)

令和4年4月1日現在、満18歳以上の者。

8. 受講人数

50名（先着順にて受付）

9. 教材

公益財団法人日本スポーツ協会が発行する以下の2冊。

- ・ スタートコーチ共通科目テキスト（Reference Book）
- ・ スタートコーチ（スポーツ少年団）専門科目テキスト

※ Reference Book および専門科目テキストは、各1部で1セットとし、定価は2,200円(税込)。

10. 受講料等

(1) 受講料

5,500円（テキスト代含む）

(2) 納付について

受講承認メールが届いた後、下記の指定口座へ振込み

【振込先】埼玉りそな銀行 県庁支店 普通 口座番号 0342723

口座名義：ザイ)サイタマケンスポーツキョウカイカイチョウオオノモトヒロ

【振込期限】令和4年8月5日（金）

※必ず受講者名義で振込みすること。

※主催者判断での日程変更または中止の場合を除き、受講確定後のキャンセルは受け付けておりません。受講確定後、欠席となる場合も受講料は発生致しますのでご承知おきください。

11. 申込方法

(1) 申込方法

日本スポーツ協会指導者マイページより申し込み

<https://my.japan-sports.or.jp/login>

※指導者マイページの作成方法は下記を参照すること

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/date/ikusei/doc/shidojin/2021/sc_mp_manual.pdf

(2) 受付期間

令和4年6月1日（水）より令和4年6月22日（水）まで

※受付完了メールと受講承認メールは異なるものです。

受講承認メールが届いた方のみ、受講することができます。

12. 受講決定

各都道府県スポーツ少年団及び公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）において申込内容を確認のうえ受講者を決定する。受講確定者には受講承認メールがJSPOより送信されます。

申込後、受講承認までに1か月～1か月半ほどかかる場合があります。

13. 講習会修了・資格認定

埼玉県スポーツ少年団及びJSPOにおいて審査を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会修了者」として認める。講習会修了者は、JSPOから届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続きを行うことで資格が認定される。

14. 登録認定

(1) 講習会修了者には、受講翌年度7月下旬以降に、JSPOから「登録手続き書類」が送付される。

(2) 上記書類に基づき指導者登録手続き（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者をJSPO公認スタートコーチ（スポーツ少年団）として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。登録手続きの詳細は、JSPOのホームページを参照すること。

(<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html>)

(3) 資格登録料は4年間で10,000円（初回登録時のみ13,300円）とする。なお、すでにJSPO公認スポーツ指導者資格を取得している場合は、3,300円のみを追加登録料として支払う。

(4) 登録による資格の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6カ月前までに、JSPOの定める研修を受けなければならない（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）。

15. 受講取消

受講者としてふさわしくない行為（JSPO公認スポーツ指導者処分基準等において違反行為と規定

された行為)があったと認められたときは、JSPO または各都道府県スポーツ少年団において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、JSPO 公認スポーツ指導者処分基準等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。

16. その他

- (1) 本講習会受講に際し取得した個人情報、JSPO と開催都道府県および市区町村スポーツ少年団が本講習会の案内、資料の送付、受講者名簿の作成、指導者管理システムでの管理を目的に使用し、法令などにより開示を求められた場合を除き、受講者の同意なしに第三者に開示・提供しない。
- (2) 講習会風景の写真等を JSPO・主管団体ホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合がある。
- (3) 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO 及び主管団体が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、各団体はその責任を負わないものとする。
- (4) 講習会当日、受付にて健康チェックシートの提出をお願いします。講習会当日の2週間前から体調確認(検温を含む)を実施の上、当日の朝も検温を済ませてからご来場ください。
また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により急遽中止となる場合がありますので、ご承知おきください。

17. 本講習会に係る問い合わせについて

本講習会の申込およびキャンセル、受講料の入金方法等についてのお問い合わせは埼玉県スポーツ少年団事務局までお問い合わせください。

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 担当：小林・高橋

〒362-0031 埼玉県上尾市東町3-1679

TEL：048-779-5895 メール：saitamaken@japan-sports.or.jp

【問合せ時間】 平日 9:00～17:00

18. 備考

各都道府県スポーツ少年団は、養成講習会終了後1カ月以内に、日本スポーツ少年団へ所定様式により講習会修了者を報告しなければならない。